

## 全建総連郡山建設組合様と郡山市が 協定を締結します



ターゲット 13.1



ターゲット 11.3

2026年9月28日

建設構想部住宅政策課

課長 佐藤 伸治

TEL：924-2638

都市構想部開発建築法務課

課長 門澤 学

TEL：924-2378

SDGs ターゲット 13.1 「気候関連災害や自然災害に対する強靱性及び適応の能力を強化する」

SDGs ターゲット 11.3 「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」

地震、大雨等の異常な自然現象及び予想できない災害が発生し、災害救助法の適用となった場合の応急修理に必要な組合員の確保と組合員の名簿の提供に関する協定と、市民を対象とした増改築相談会に関する協定について、全建総連郡山建設組合様と協定を締結します。

### <協定締結式>

1 日 時 10月6日(火) 午後1時30分

2 会 場 郡山市役所本庁舎2階 秘書課第一応接室

3 出席者

全建総連郡山建設組合

組合長 鈴木 盛治（すずき せいじ）様

副組合長 古川 光浩（ふるかわ みつひろ）様

書記長 二瓶 一雄（にへい かずお）様

住宅・技術対策部長 吉田 義一（よしだ よしいち）様

郡山市

市長

建設構想部長

都市構想部長

4 協定の概要・目的

① 災害時における被災住宅の応急修理等に関する協定【担当：住宅政策課】

応急修理に必要な組合員の確保

組合員の名簿の提供

② 増改築相談に関する協定【担当：開発建築法務課】

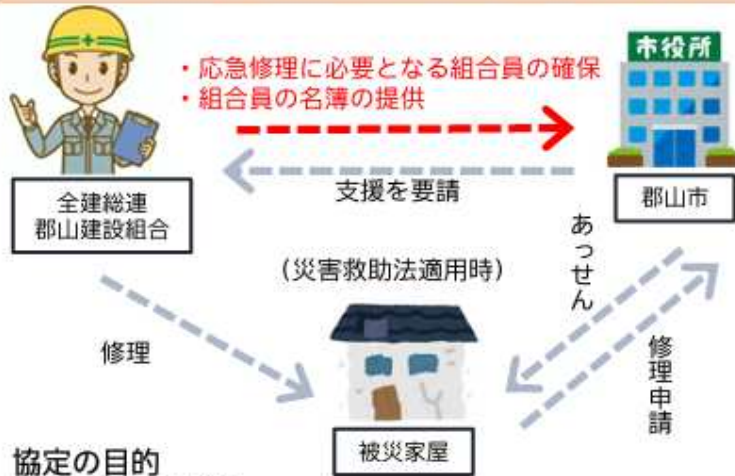
郡山市が開催する市民を対象とした無料増改築相談会へ相談員の派遣

市民が抱える増改築工事等に関する不安を解消する

《全建総連郡山建設組合》

労働条件の改善と社会・経済的地位の向上を図る目的とし、各種活動を実施している。

## ①災害時における被災住宅の応急修理等に関する協定



### 協定の目的

#### 【協力体制の構築】

- ・ 応急修理を行える施工業者や企業の会員名簿を迅速に共有
- 【円滑なあつせん】

- ・ 窓、外壁、屋根、床など日常生活に必要な最小限の応急修理を、被災世帯へ速やかに紹介・手配

#### 【連絡調整窓口の設置】

- ・ 自治体と業界団体との間で連絡担当者を置き、スムーズな指示や情報共有ができる体制を整備

#### 【詐欺防止】

- ・ 災害に乗じた悪質業者かどうか市民が判断しやすくなる。

## ②増改築相談に関する協定



### 【増改築相談会とは】

- ・ 日 時：毎月第2火曜日 13：00～16：00
- ・ 場 所：郡山市役所市民相談センター（本庁舎2階、売店の上）
- ・ 内 容：郡山市が開催し、市民の方が無料で住宅の増改築等について、建築の専門家に相談ができる。

### 【増改築相談会の遍歴】

- ・ 昭和62年10月13日  
郡山住宅リフォームセンター増改築相談員会※1と協定締結  
増改築相談会開始
- ※1 全建総連郡山建設組合の有志により構成
- ・ 平成10年4月1日  
郡山住宅増改築相談員会※2と協定締結
- ※2 同一組織が名称を変更
- ・ 令和8年10月6日  
全建総連郡山建設組合と協定を締結  
有志による組織の存続が困難となり、全建総連郡山建設組合として、活動を引継ぐこととなった。